

〈公 印 省 略〉
財監第 464 号
平成 26 年 2 月 20 日

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、国において、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が平成26年1月30日に決定・公表され、平成25年度当初の労務単価と比べ、全国平均で7.1%、福岡県の平均では8.0%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価と比較して、全国平均で23.2%、福岡県の平均では22.9%の上昇となっております。

福岡市においても、今回の国の決定・公表を受け平成26年2月に新労務単価を適用したところですが、貴職におかれましても、新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の建設企業に対して、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

記

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながりますが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要があります。

このため、元請企業においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をお願いします。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図るようお願いします。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握し、その状況を今後の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしております。

2 インフレスライド条項の適用等について

福岡市では、新労務単価の上昇を受け、下記のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（建設工事請負契約書第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、平成25年度当初の労務単価を適用して設計金額を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、「1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い」の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応されますようお願いいたします。

3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に福岡市では土木工事では平成24年7月に行われた現場管理费率式の見直し、また建築・設備工事では平成26年1月に行われた公共建築工事積算基準の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されております。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること、また、専門工事業者においては、標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等へ加入させることをお願いします。

4 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用

国土交通省では、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、元請企業、下請企業、技能労働者等のための相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設していますので、現場の技能労働者を含む関係者に周知をお願いします。

- TEL：0570-004976（ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。）
- E-mail：shinromutanka-fsd@mlit.go.jp
- 受付時間：10:00～12:00 13:30～17:00

5 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進するようお願いします。

6 ダumping受注の排除

全国的に“近年のダumping受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている”と言われている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要であります。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底をお願いします。

7 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うようお願いします。

【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課

TEL 711-4844

インフレスライド条項の適用等について

公共工事設計労務単価の改定 〔福岡市：実施済（H26.2.1）〕

- 例年の4月改定を前倒し
- 必要な法定福利費相当額を反映
- 公共工事設計労務単価を平成26年2月1日より適用する。
(H25年当初に比べ福岡県8%上昇,
全国7.1%上昇)
※2%程度工事価格上昇

公共工事設計労務単価見直しに伴う特例措置 〔福岡市：実施（H26.2）〕

平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、25年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価、及び最新の主要資材単価等に基づく請負代金額に変更する。

インフレスライド条項の適用 〔福岡市：実施（H26.2）〕

工期内で資材や労務費の高騰に対応するスライド条項について、現在運用している単品スライド、全体スライドに加えインフレスライドを適用するとともに、受注者からの請求に応じて適切な対応を図るため、運用マニュアル(全体・インフレ)を策定。

○工事における特例措置について

1 特例措置の内容

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、本措置の適用対象となる契約の受注者は、建設工事請負契約書第55条（他の契約にあっては、契約書約款に定めなき事項について、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める旨の条項）の規定により、平成25年4月適用の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求できる。

2 対象となる契約

平成26年2月1日以降に契約を締結したもの、または締結を行うもののうち、旧労務単価を適用して設計金額を積算している下記の契約

- ・建設工事請負契約書にて契約締結したもの（100万円以下の場合は請書にて契約したもの）
- ・工事請負契約書（単価契約）にて契約締結したもの
- ・上記のほか、旧労務単価を用いて積算し契約締結した契約書によるもの

3 請負代金額の算出方法

変更後の請負代金額については、次の方法により算出する。

変更後の請負代金額

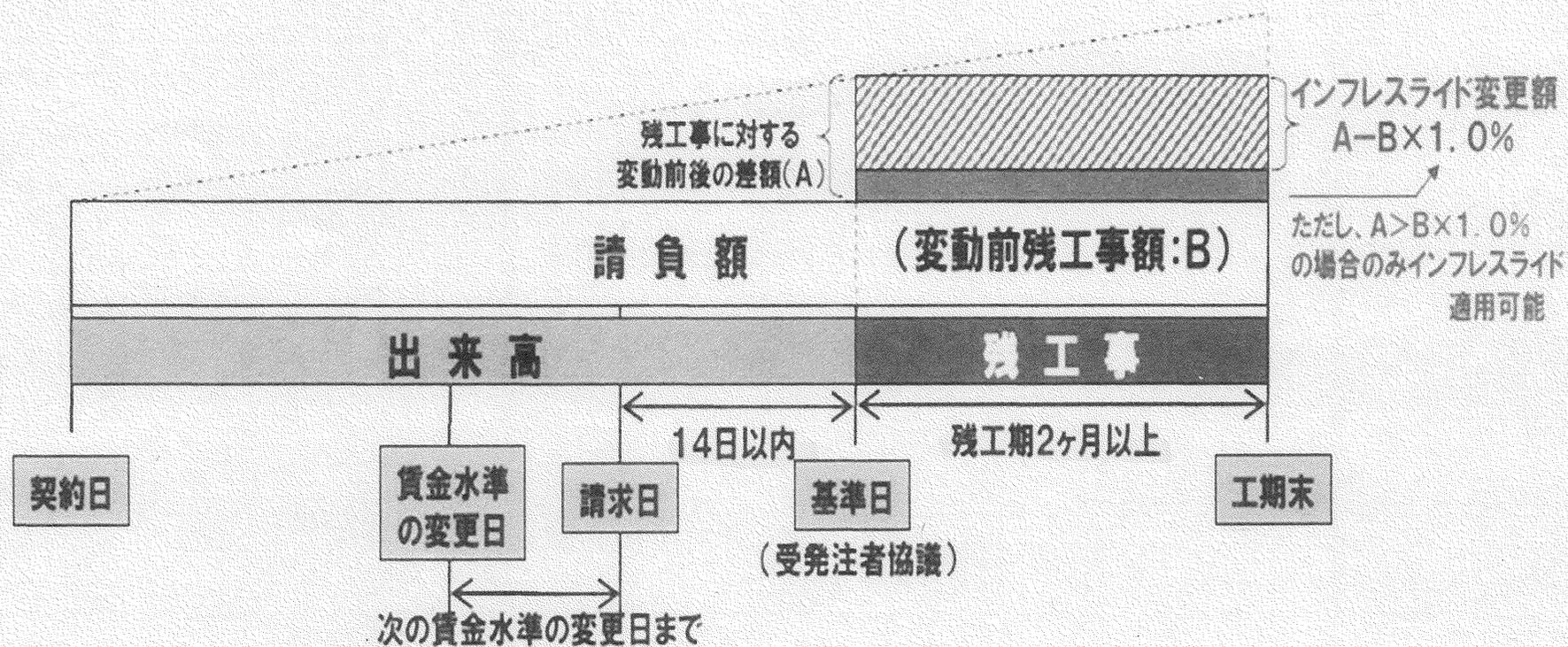
＝新労務単価及び当初契約時点の市積算単価により積算された設計金額（税抜）×当初契約の落札率×消費税及び地方消費税率

4 契約変更の請求

受注者は、契約書に基づき書面にて協議を行う。

インフレスライド条項（契約書第25条第6項）について

9



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映（例年の4月改定を前倒し） 2月に改定
(2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映（継続）

➔ 全職種平均 全 国（16,190円）平成25年4月比；+7.1%（平成24年度比；+23.2%）
福岡県（18,819円）平成25年4月比；+8.0%（平成24年度比；+22.9%）

II. 福岡市の新たな取り組み

- (1) 公共工事設計労務単価見直しに伴う特例措置

平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、25年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価及び当初契約時点の市積算単価に基づく請負代金額に変更する。

- (2) インフレスライド条項の適用（適用日：H.26.2.20）

工期内で資材や労務費の高騰に対応するスライド条項について、現在運用している単品スライド、全体スライドに加えインフレスライドを適用。

III. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた要請

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約の締結
- 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ

- (2) 社会保険等への加入徹底

- 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結
- 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

- (3) 若年入職者の積極的な確保

- (4) ダンピング受注の排除

- (5) 消費税の適切な支払い

- (6) 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用（TEL：0570-004976 E-mail：shinromutanka-fsd@mlit.go.jp）